

補償制度について

ファミリー・サポート・センター補償制度の目的

ファミリー・サポート・センター補償制度は、サポートセンターの提供会員(両方会員も含む)、及び依頼会員の子供が活動中にケガや特定疾病を被った場合の補償を備えておくとともに、万一の賠償請求に備えることによって会員が安心して活動に参加でき、またファミリー・サポート・センターの健全な運営、発展に寄与することを目的とするものです。

○ 災害補償制度

援助活動中に提供会員及び依頼会員の子供がケガや特定疾病(※下記)を被った場合に補償規定に基づき、負担した費用を補償します。

(※)特定疾病とは急性心疾患、急性脳梗塞、急性呼吸器疾患、細菌性食中毒、熱中症、低体温証、脱水症をいいます。

災害補償制度		保険金額	
保険金の種類	提供会員	依頼会員の子供	
災害死亡保障保険金	500万円	300万円	
後遺障害保障保険金	最高500万円	最高300万円	
療養補償保険	入院日額	3,000円	3,000円
	手術保険金	手術の種類に応じて3万・6万・12万円	手術の種類に応じて3万・6万・12万円
	通院日額	2,000円	2,000円

○賠償金補償制度

提供会員が援助活動中、監督ミスや提供した飲食物が原因で、依頼会員の子供や第三者の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金等をてん補限度額の範囲内で補償します。

賠償金補償制度		てん補限度額	
施設賠償・生産物賠償	対人・対物共通限度額 1事故および保険期間中：2億円		
初期対応費用	1事故・期間中:500万円 (下記見舞金・見舞品含む)		
見舞金・見舞品	死亡後遺障害:10万円(1事由につき)		
	入院：1万円(1事由につき) 通院：5,000円(1事由につき)		
訴訟対応費用	1事故・期間中：1,000万円つき		
受託者賠償(現金のみ)	1事故・期間中：10万円		

※ 引受保険会社の変更に伴い、令和4年5月1日より一部内容が変更になっています。